

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表
改 正 前 改 正 後

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
第 3 5 条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第 2 に掲げるとおりとする。	第 3 5 条 } (同 左) 第 3 5 条の 2 <u>前条の研究科等においては、当該研究科等の定めるところにより、研究科等又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。</u>
(中 略)	
第 4 2 条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を研究科長あてに提出しなければならない。	第 4 2 条 } (同 左) 第 4 2 条の 2 <u>教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設するとともに研究指導の計画を策定して、体系的に編成するものとする。</u> 2 <u>教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。</u>
第 4 3 条 科目、その授業及び研究指導は、当該研究科の定めるところによる。	第 4 3 条 } (同 左) 2 <u>前項の場合において、研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。</u> 3 (同 左) 第 4 3 条の 2 <u>授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。</u>
2 (略)	
(中 略)	
第 4 9 条 修士課程の修了の要件は、同課程に 2 年以上在学して、研究指導を受け、専攻科目につき 3 0 単位以上を修得し、かつ、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、同課程に 1 年以上の在学をもつて足りるものとするができる。	第 4 9 条 } (同 左)
2 (略)	2
第 5 0 条 博士後期課程の修了の要件は、同課程に 3 年（専門職大学院設置基準（平成 1 5 年文部科学省令第 1 6 号）第 1 8 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年）以上在学して、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。	第 5 0 条 } (同 左)
2 一貫制博士課程の修了の要件は、同課程に 5 年以上在学して専攻科目につき 3 0 単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。	2
3 (略)	3
4 医学研究科の博士課程の修了の要件は、同課程に 4 年以上在学して専攻科目につき 3 0 単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、医学研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。	4
5 } (略)	5
6 }	6

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p>第 5 3 条の 2 第 3 6 条に定めるもののほか、法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部に専門職学位課程を置き、これを専門職大学院とする。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>5 専門職大学院である法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部の専攻及びその学生定員は、別表第 2 に掲げるとおりとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第 5 3 条の 5 科目及び授業は、当該法学研究科、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部(以下第 5 3 条の 1 5 までにおいて「研究科又は教育部」という。)の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第 5 3 条の 1 2 専門職学位課程(法科大学院の課程を除く。)の修了の要件は、同課程に 2 年(第 5 3 条の 2 第 3 項ただし書の規定により標準修業年限を 1 年以上 2 年未満の期間とする場合にあっては、当該期間)以上在学し、専攻科目につき医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部が定める 3 0 単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。</p> <p>2 法科大学院の課程の修了の要件は、同課程に 3 年以上在学し、法学研究科が定める 9 3 単位以上を修得することとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p><u>第 5 0 条の 2 研究科においては、学生に対して、第 4 9 条第 1 項並びに前条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の論文の審査及び試験に係る評価の基準をあらかじめ明示するものとする。</u></p> <p>第 5 3 条の 2 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>5 }</p> <p><u>6 前項の研究科及び教育部においては、当該研究科又は教育部の定めるところにより、研究科若しくは教育部又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。</u></p> <p>第 5 3 条の 5 } (同 左)</p> <p>2 前項の場合において、研究科又は教育部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>3 (同 左)</p> <p><u>第 5 3 条の 5 の 2 授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。</u></p> <p>第 5 3 条の 1 2 専門職学位課程(法科大学院の課程を除く。)の修了の要件は、同課程に 2 年(第 5 3 条の 2 第 3 項ただし書の規定により標準修業年限を 1 年以上 2 年未満の期間とする場合にあっては、当該期間)以上在学し、専攻科目につき医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部が定める 3 0 単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。<u>この場合において、単位の修得以外の教育課程の履修を課すときは、当該履修の方法及びその学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ学生に対し明示するものとする。</u></p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>附 則 この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。</p>